

第 10 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 6 年 5 月 2 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 33 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 34 号	農用地利用集積計画の決定について
議第 35 号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
報第 10 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 渡辺 一直 事務局次長 伊藤 博之 書記 宮内 一成
6、会議録署名者	7 番 山本 康彦 委員 8 番 齊藤 貞子 委員
7、欠席委員	
議長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 10 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>本日、中川委員から欠席の届があったと聞いています。</p> <p>また、齊藤貞子委員は遅刻すると聞いておりますので、報告します。</p> <p>会議録署名者に、7 番 山本 康彦 委員、8 番 齊藤 貞子 委員を指名します。</p> <p>それでは議第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。議第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 8 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、10 番加納 恒明 委員 説明願います。</p>

<p>10 番 加納委員</p>	<p>10 番 加納です。1 号事案の説明をします。事務局から説明されましたことについては、省略いたします。資料の 1 から 4 ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、伏見台公民館より北に約 50m の所です。</p> <p>転用の目的は、宅地分譲です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は御嵩町西側のエリアで宅地分譲候補地を探していたものです。</p> <p>転用の目的に係る施設の概要は宅地分譲 4 区画の計画です。</p> <p>事業の操業期間又は施設の利用期間は、許可の日から永年間で</p> <p>す。</p> <p>転用する事によって生ずる付近の土地の概要は、北側は農道、東側は宅地及び進入道路、西側及び南側は道路となっています。万が一周辺に被害を及ぼした場合には、自己責任で解決する。</p> <p>添付書類は、委任状、地積測量図、土地利用計画図、契約書、履歴事項全部証明書、宅地建物取引業者免許証、残高証明書、隣地承諾書、可児土地改良区意見書について確認しました。4 月 23 日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから 1 号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆様の審議をお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑等はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 2 号事案について同じく 10 番 加納 恒明 委員 説明願います。</p>
<p>10 番 加納委員</p>	<p>10 番 加納です。2 号事案の説明をします。事務局から説明されましたことについては、省略いたします。資料の 5 ページから 8 ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、伏見台公民館より北に約 50m の所です。</p> <p>転用の目的は、住宅への進入路です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、使用借人の自宅は申請地北側にあり、申請</p>

	<p>地は現在自宅への進入路の一部として使用しているため、是正の申請を行うものです。</p> <p>権利の設定及び利用期間は許可の日から 20 年間です。</p> <p>転用する事によって生ずる付近の土地の概要は、北側は宅地、東側は進入路、南側は道路、西側は畑となっています。万が一周辺に被害を及ぼした場合には自己責任で解決いたします。</p> <p>添付書類は委任状、地積測量図、土地利用計画図、契約書、可児土地改良区意見書、今回特に始末書について提出して頂き確認しました。4月23日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから2号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆様の審議をお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑等がありますか。</p>
2 番 田中委員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>田中委員どうぞ</p>
2 番 田中委員	<p>一点確認したい事があります。使用貸借は有償でしょうか無償でしょうか。</p>
10 番 加納委員	<p>親ですので、無償になります。</p>
2 番 田中委員	<p>分かりました、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>他に質疑等はございませんか。質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第34号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>4ページをご覧ください。議第34号農用地利用集積計画の決定について。農用地利用集積計画について、別表のとおり決定するものとする。</p> <p>5ページをご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>(議案書 5 ページ朗読)</p> <p>別添資料は 9 ページから 11 ページをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案から 3 号事案について、日比野 勝伸 推進委員 説明願います。</p>
<p>日比野推進事業委員</p>	<p>はい、上之郷地区の日比野です。農地中間管理事業について報告いたします。</p> <p>地区担当山本委員、奥村委員とそれぞれ先月の 16 日に確認してきました。</p> <p>まず 1 号事案につきましては、現在耕作がされていまして今後何も問題がないと思います。</p> <p>続いて 2 号事案 3 号事案ですが、この 2 つについてはここ数年耕作をされておりませんので、まだ木にはなっておりませんが草伸びております。このままではすぐには耕作する事はできません。事務局に確認しましたところ、この 2 つの案件は農地中間管理事業になりまして、これから耕作をされる方とは話が進んでいるようで草刈等されて整備をして頂くという事を条件にこの 2 つの案件を譲渡したいと思います。</p> <p>皆様の審議をお願いします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑等はありませんか。質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1 号事案から 3 号事案について適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1 号事案から 3 号事案は可決しました。</p> <p>次に議第 35 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>6 ページをご覧ください。議第 35 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>7 ページをご覧ください。また、別添資料は 11 ページをご覧ください。</p> <p>(議案書 7 ページ朗読) 以上です。</p>

議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	議第 34 号にて審議いただいた 2 号及び 3 号事案については、地権者から農地中間管理機構（農畜産公社）への貸借について審議していただきました。今回の議第 35 号の 1 号事案については、議第 34 号の 3 号事案に関する農地中間管理機構から実際に営農を行う方への貸借について審議していただきます。第 2 号事案の農地利用集積等促進計画案に関する審議については、次回以降の総会で審議をしていただく予定です。以上です。
議 長	採決に入ります。議題 35 号の 1 号事案について適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1 号事案は可決しました。 次に、報第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。
事務局	8 ページをご覧ください。報第 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。 別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について委員会に報告するものとする。9 ページをご覧ください。 (議案書 9 ページ朗読) 以上です。
議 長	事務局より補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明は以上とのことですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

7番

8番
